

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 22 日

各 都道府県
市町村 障害児者支援担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き並びに研修プログラム」の周知について

障害福祉施策の推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 2 年度障害者総合福祉推進事業において、「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究」（事業実施団体：みずほ情報総研株式会社）が実施され、この調査研究において、「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き並びに研修プログラム」が作成され、下記ホームページに掲載されました。本手引きには、「医療的ケア実施に向けた体制整備・環境整備」、「医療的ケア児者受入れの流れ」などが含まれています。また、「研修プログラム」については、音声付きファイルも作成されており、詳細は下記ホームページをご確認ください。

各都道府県又は市町村におかれては、管内の事業所への各種協議会等を通じて本資料を提供いただくなどして、医療的ケア児者の受入体制の整備の一助としていただきたく存じます。

掲載ホームページ（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社：令和 2 年度障害者総合福祉推進事業報告書）

<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02shogai2020.html>

（参考）「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引きの概要」（障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究報告書より）

障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引きの概要

手引きの目的

医療的ケアを必要とする利用者の受入れを検討している障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）の管理者や看護職員、事業所スタッフ向けに、サービス提供にあたっての方法・留意事項をとりまとめる。

手引きの構成

はじめに

1. 障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における医療的ケアとは
 - (1) 医療的ケア児（者）とは
 - (2) 発達支援と医療的ケア
 - (3) 医療的ケアの具体的な内容
2. 関係者の役割
 - (1) 管理体制の在り方
 - (2) 医療的ケア児者の受入れに際しての関係者
3. 医療的ケア実施に向けた体制整備・環境整備
 - (1) 医療的ケア実施にあたっての情報収集
 - (2) 医療的ケア実施者の体制整備
 - (3) 施設設備の準備
 - (4) 利用者に関する情報収集・医療的ケア実施のための書式等の整備
 - (5) 感染症対策の検討
 - (6) 関係者間の情報共有の場の整備
4. 医療的ケア児者受入れの流れ
 - (1) 利用希望者等からの情報収集
 - (2) 主治医からの情報収集
 - (3) 関係者からの情報収集
 - (4) 個別支援計画の策定
 - (5) 個別の医療的ケアマニュアルの作成
 - (6) 緊急時対応の検討（契約にあたっての必要事項の確認）
 - (7) その他医療的ケア実施にあたっての留意点
5. 日々の利用における医療的ケアの提供
 - (1) 日常的な医療的ケアの提供
 - (2) 医療的ケアに関する定期的評価・見直し

参考資料

- (1) 各種様式例
- (2) モデルケース

手引きのポイント

医療的ケア児者の受入れに際しての関係者の役割

- ◆ **受入れ事業所内の職員（管理者・看護職員・その他の職種
の職員）**
 - ✓ 利用者の情報を適切に把握し、受入れにあたって必要な体制構築、衛生環境の整備等を実施します。
 - ✓ 利用者個別のケアマニュアルを作成し、看護職員と介護福祉士及び喀痰吸引等研修を修了した認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行います。
- ◆ **家族等**
 - ✓ 利用者に関する情報を事業所に適切に伝えます。
- ◆ **主治医**
 - ✓ 医療的ケアの実施について、看護職員等に具体的な指示を行い、必要に応じて事業所等からの相談に対し指導を行います。
- ◆ **訪問看護事業所等（外部連携機関として）**
 - ✓ 家庭において訪問看護を利用している場合、訪問看護事業所との間で情報共有を行います。
- ◆ **嘱託医（重症心身障害児を対象とした事業所の場合）**
 - ✓ 事業所全体の利用者の健康状態を把握し、感染症対策等を含め、事業所の環境等への助言を実施します。
- ◆ **協力医療機関**
 - ✓ 事故やけが、体調等の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ決めておく必要があります。
- ◆ **その他の医療機関**
 - ✓ リハビリ等のために主治医とは別の医療機関を利用している人もいます。それらの機関の間でも適宜情報共有を行います。
- ◆ **相談支援専門員・その他の関係者**
 - ✓ 相談支援専門員は医療的ケア児者の特性・状態の変化等の支援に必要な情報を事業所に伝えるなど適切なコーディネートを行います。
- ◆ **市町村等行政**
 - ✓ 地域で適切なサービスが提供されるよう体制整備に努めるとともに、利用希望がある場合には相談を受け付け、適切な情報提供を行います。
- ◆ **保育所・幼稚園・学校**
 - ✓ それぞれの施設・事業所と本人の日々の状況やケアの様子を共有します。
- ◆ **他の障害福祉サービス等事業所**
 - ✓ 医療的ケア児者は、複数の事業所、サービスを並行して利用することがあります。それらの事業所と連携し、必要な情報交換を行います。

医療的ケア実施に向けた体制整備・環境整備

- ◆ **医療的ケア実施にあたっての情報収集**
 - ✓ 初めて医療的ケア児者を受け入れる場合や新規に医療的ケア児者を受け入れる事業所を立ち上げる場合には、医療的ケア実施にあたってのノウハウ等に関する情報収集を行います。
- ◆ **医療的ケア実施者の体制整備**
 - <看護職員の確保>
 - ✓ 事業所への直接配置や関連事業所からの派遣等により、事業所内に看護職員を確保します。
 - <看護職員と認定特定行為業務従事者等との連携>
 - ✓ 看護職員以外の職種でも、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることにより、医師の指示に基づいた一定の医療的ケアを実施することができます。
 - <看護職員向けの研修／事業所全体への研修>
 - ✓ 看護師は外部研修等も活用しながら最新の知識を習得します。
 - ✓ 事業所で関係する全職員に対し、医療的ケアに関する基礎知識とともに緊急時の対応方法について共有します。
- ◆ **その他、施設設備の準備・利用者に関する情報収集・医療的ケア実施のための書式等の整備を行うとともに、感染症対策の検討や関係者間の情報共有の場の整備を行います。**

医療的ケア児者受入れの流れ

- 1 地域や関係機関等へ事業内容の周知を行います。
- 2 保護者または相談支援専門員を通じて利用希望の連絡を受けます。
- 3 利用希望者及び保護者等に事業所を見学に来てもらい、事業所についての説明を行うとともに、利用希望者についての情報収集を行い、意向を確認します。
- 4 事業所において実際に通所が可能か、受入れが可能かを検討します。
- 5 保護者から詳細な情報収集・手順の引継ぎを行うとともに、主治医からの指示書を入手します。（アセスメント並びに主治医による指示書の入手）
- 6 利用契約を行うとともに、個別支援計画・個別の医療的ケアマニュアル（実施手順書）の作成を行います。
- 7 契約後、利用を開始します。

日々の利用における医療的ケアの提供

- ◆ **日常的な医療的ケアの提供**
 - 送迎の実施／家族・学校等からの聞き取り／日々の医療的ケア・与薬の実施と記録の作成／医療的ケア実施者との職員間での情報共有／家族等への情報提供／医療的ケアの器材・物品等の取扱い
- ◆ **その他、医療的ケア実施にあたり、事業所内で定期的な評価・見直しを行い、主治医等と情報共有を行います。**